

藤沢市公共的施設等における
受動喫煙防止を推進するための
ガイドライン
(改正案)

藤沢市

目 次

1	目的	1
2	本市における受動喫煙防止対策の方向性	1
3	ガイドラインが対象とする公共的施設等	2
4	公共的施設における受動喫煙防止対策の推進	2
5	公共的な場所（屋外）における受動喫煙防止対策の推進	3
6	ガイドラインが目指す姿	4
7	ガイドラインの推進について	5
	〈参考〉 受動喫煙防止対策に関連する法律及び条例等	6

1 目的

本市では、平成22年に策定した「藤沢市健康増進計画」及び神奈川県（以下、「県」という。）が平成22年に施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下、「県条例」という。）に基づき、タバコ対策として受動喫煙防止対策を推進してまいりました。また、平成27年3月には、「元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画（第2次）」（以下、「藤沢市健康増進計画（第2次）」という。）を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、歯・口腔などとともに、喫煙（※1）を市民の健康における重要課題の一つと位置づけています。

その中で、未成年者には、「タバコについての正しい知識をもつ」、「喫煙をしない」、「受動喫煙を受けない」、また、成人・高齢者には、「喫煙者は禁煙にチャレンジ」、「受動喫煙をさける」などの市民の行動目標を設定するとともに、計画の最終年度である令和6年度までに、「妊婦・未成年者・未成年者と同居する大人の喫煙率0%」、「成人喫煙率を0%に近づける」、「禁煙支援機関を増やす」、「COPD（※2）の認知率を上げる」などの指標及び目標値を設定しました。

本ガイドラインは、それらの取り組みの一環として、タバコによる健康影響から市民を守り、市民の健康寿命の延伸を目指して、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図るため、子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及び場所（以下、「公共的施設等」という。）における受動喫煙（※3）のないまちづくりの目指す姿を示し、そのまちづくりの実現に向けた取り組みの指針として策定するものです。また、本ガイドラインは、規制を目的とするものではなく、市民、関係者（団体）の理解と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めていくための指針とするものです。

※1 喫煙： 人が吸入するため、タバコを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること。

※2 COPD： 慢性閉塞性肺疾患。肺の炎症性疾患で、気道や肺胞に炎症がおこり、肺の働きが低下する疾患。別名「タバコ病」とも呼ばれ、原因の90%以上が喫煙といわれている。

※3 受動喫煙： 人が他人の喫煙によりタバコから発生した煙にさらされること。

2 本市における受動喫煙防止対策の方向性

望まない受動喫煙の防止を図るため、「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）及び県条例において、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めています。

本市においては、改正法及び県条例を踏まえた上で、藤沢市健康増進計画（第2次）における市民の行動目標及び指標の目標値を達成するため、未成年者や妊婦・有病者などの利用が想定される学校や医療機関などの施設における敷地内禁煙、及び子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する駅周辺や公園、道路など公共的な場所（屋外）における禁煙（※4）等を受動喫

煙のないまちづくりの目指す姿とし、受動喫煙防止対策を推進します。

藤沢市健康増進計画（第2次）の計画期間である令和6年度までに、市民をはじめ様々な機関や団体と協力し、受動喫煙防止対策の積極的な推進を図ることにより、市民の健康寿命の延伸と受動喫煙のないまちづくりを進めます。

※4 禁煙： 公共的施設等における公共的な空間の全部を喫煙することができない区域（以下、「喫煙禁止区域」という。）とすることをいう。

3 ガイドラインが対象とする公共的施設等

（1）公共的施設

改正法における第一種施設及び第二種施設をいう。

第一種施設：学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎 等

第二種施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店 等）

（参考：平成30年法律第78号改正法第28条、及び平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）

（2）公共的な場所（屋外）

子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する場所（屋外）とし、以下の場所をいう。

- ・道路
- ・駅前広場
- ・公園及びそれに類するもの
- ・公開空地（※5）その他公共の用に供する場所

※5 公開空地： 日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は、利用することができる敷地。

4 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進

（1）公共的施設における禁煙の推進

このガイドラインでは、改正法における措置を前提とし、受動喫煙防止のための禁煙等の種類を次のように分類し、公共的施設におけるより効果の高い禁煙を推進します。

種類	受動喫煙防止対策	効果
敷地内禁煙	屋内外を含む敷地内全域を禁煙とする	高い ↑
屋内禁煙	屋内を禁煙とする	

(2) 禁煙環境表示の推進

公共的施設の禁煙環境の表示については、改正法及び県条例で定められている表示に加え、ガイドラインの定める禁煙環境表示を積極的に行い、子どもをはじめとした非喫煙者がタバコの煙を吸わされない環境を整えることを推進します。



敷地内禁煙表示物

5 公共的な場所（屋外）における受動喫煙防止対策の推進

公共的な場所（屋外）における喫煙は、子どもをはじめとする非喫煙者にタバコの煙を吸わせてしまうだけでなく、火傷を負わせる等の危険を伴うため、禁煙を推進します。

また、改正法に基づき、喫煙をする者は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮が必要です。できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が望まれます。

また、多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮が必要です。喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはタバコの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが望まれます。

一方で、喫煙場所においては、喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識の掲示をする必要があります。（参考：平成30年法律第78号改正法第25条、平成31年1月22日付・健発0122第1号厚生労働

6 ガイドラインが目指す姿

本市における受動喫煙のないまちづくりの目指す姿は、以下のとおりとします。

なお、施設等の個々の状況により、直ちにその目指す姿の実現が困難な場合においては、将来的にはその姿を目指し段階的にその状況に応じた適切な受動喫煙防止対策を行うこととします。

(1) 公共的施設における目指す姿

施設・場所の種別	具体的施設	目指す姿
未成年者や妊婦・有病者などが多く利用する施設 (※6)	医療機関等	敷地内禁煙 禁煙環境の表示
	児童施設、学校（幼稚園、小・中・特別支援学校、高等学校、大学、専修学校等）	
	国、地方公共団体行政機関等	
その他の公共的施設 (※7)	公共性の高い施設	敷地内禁煙または屋内禁煙 禁煙環境の表示

※6 改正法における第一種施設に準ずる

※7 改正法における第二種施設に準ずる

(2) 公共的な場所（屋外）における目指す姿

施設・場所の種別	具体的場所	目指す姿
子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な場所 (屋外)	道路	禁煙
	駅前広場	
	公園等	
	公開空地 その他公共の用に供する場所	

※ ただし、禁煙が困難で、公共的な場所(屋外)に喫煙所を設置する場合は、「5 公共的な場所(屋外)における受動喫煙防止対策の推進」のとおりとします。(P3 参照)

7 ガイドラインの推進について

ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の推進にあたっては、適宜、関係者との意見交換を行うなど、市民や関係者の理解と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めてまいります。

また、藤沢市タバコ対策協議会においては、タバコ対策に関する様々な課題を協議する中で、ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の具体的な取り組みの方策について協議、検討を行ってまいります。

なお、ガイドラインは、これらの取り組みの進捗状況や法律及び国の施策の動向等により、随時見直しを検討するものとします。

〈参考〉受動喫煙防止対策に関連する法律及び条例等

【健康増進法(平成14年法律第103号)】抜粋

【「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について(受動喫煙対策)(平成31年1月22日付・健発0122第1号厚生労働省健康局長通知)】

【「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について(受動喫煙対策)(平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知)】抜粋

【神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(平成21年神奈川県条例第27号)】

【藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例(平成19年6月29日藤沢市条例第7号)】

【たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO Framework Convention on Tobacco Control)について】
厚生労働省ホームページより引用

【健康なライフスタイル推進に関する世界保健機関と国際オリンピック委員会の合意】

藤沢市公共的施設等における
受動喫煙防止を推進するためのガイドライン

平成28年 7月 策定

平成28年10月 施行

令和 2年 月 改正

発行 藤沢市 福祉健康部 保健所 健康増進課
〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1
電話 0466-50-8430
FAX 0466-28-2121